

注目1 夢をあきらめない！ 大学等への進学に奨学金を支給します

☎ 学校教育課学事担当 (☎ 594-5563)

新たな学びへの意欲がある学生や、スポーツや文化的活動で資質能力の向上を目指す学生に対し、**返済不要**の奨学金（予算額：800万円）を支給します。自分のやりたいこと、試したいことにトライしませんか。

区分	生活応援奨学金	経済的な理由により就学が困難であると認められる学生に対する奨学金
	夢応援奨学金	経済的な理由により就学が困難である事に加え、 学業・スポーツ等で優秀な成績が認められる 学生に対する奨学金

- 対象者**
- ① 令和6年度現在、短期大学・短期専門職短期大学・大学・専門職大学・大学院・専門職大学院（以下、大学等とする。専門学校を除く）のいずれかに在学している学生
 - ② 令和7年度に大学等へ進学を希望している学生等

※令和6年度分の申請は、すでに大学等に支払った入学金や学費について奨学金を支給するものです。
※所得制限があります。詳細は市ホームページ掲載の募集要項をご覧ください。

支給額 1人当たり最大 **60万円/年** 入学金相当額 上限 20万円/1回
学費奨学資金 上限 40万円/年

申請の流れ

1. 必要書類を提出する

- ① 奨学金給付申請書 ※1
- ② 奨学金受給者推薦調書 ※1
- ③ 家族全員の住民票の写し（続柄記載のもの）
- ④ 家族の中で収入のある人全員の課税（非課税）証明書
- ⑤ 高等学校および大学等の在学証明書等（卒業証明書含む）
- ⑥ 北本市から何らかの援護を受けている証明（例：生活保護受給者証）
- ⑦ 大会やコンクール、展覧会の賞状等や各種検定の証明書の写し ※2

※1…市ホームページに掲載するほか学校教育課で配付しています
※2…「夢応援奨学金」を希望する人のみ提出してください。

提出期間 6月3日(月)～8月30日(金)

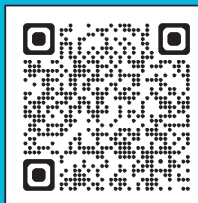
提出方法 事前に学校教育課学事担当（☎ 594-5563）へ連絡の上、学生本人が直接提出してください。

2. 書類選考、面接および小論文試験を実施

※面接および小論文試験の実施日は、改めてお知らせします。

3. 給付対象者が決定

市ホームページ



ふるさと
納税活用

注目2 個人市民税・県民税の定額減税

☎ 税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

国の経済対策の一環として、令和6年度分の個人市民税・県民税（住民税）の定額減税を実施します。対象者や減税額についてお知らせします。

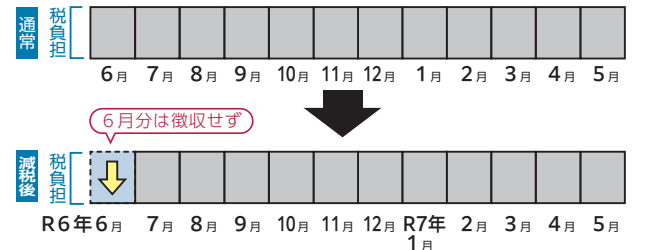
対象者 令和6年度分の個人市民税・県民税にかかる
合計所得金額が1,805万円以下の所得割の納税義務者
（給与収入のみの場合は給与収入2,000万円以下の納税義務者）

減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき**1万円**
※ 国内に住所を有する人に限ります。
※ 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則として前年12月31日の現況によります。
※ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

減税方法【申請不要】

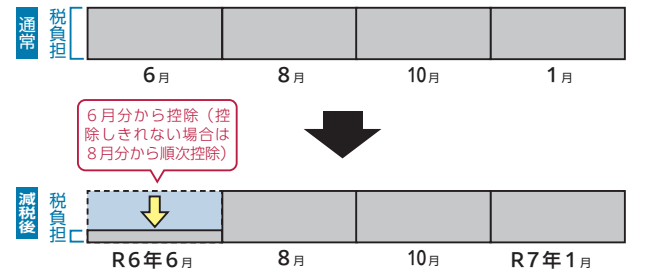
給与所得に係る特別徴収（給与所得者）

令和6年6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で等分します。



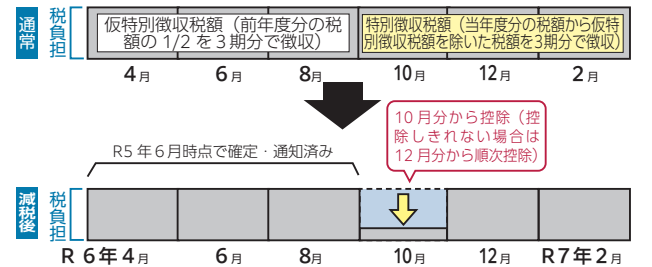
普通徴収（事業所得者等）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、控除しきれない場合は第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除します。



公的年金等の所得にかかる特別徴収（年金所得者）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。



その他

- ・減税額は、納税通知書の余白または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載しています。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税します。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）を支給します。詳細は内閣官房ホームページをご覧ください。また、広報きたもと7月号でもお知らせします。

所得税 所得税の定額減税も実施されます（減税額は1人当たり3万円）。詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。

